

経営概要

仙頭 正徳

◆代表者・所在地

仙頭 正徳 高知県安芸市

◆経営規模

ナス（施設）0.62ha

◆従業員数

家族労働 3 名、常時雇用 3 名、パート・アルバイト 9 名

◆事業内容

ナス（施設）の生産・販売に取り組む。



仙頭氏一家と従業員（右上が正徳氏）

1 現状と相談までの経緯

仙頭氏は、長男が親元就農し、実質的な栽培だけでなく、販路など経営の根幹業務にも携わり、親子で協力して農業経営を行っている。

今後の経営発展のため、以前から法人化を検討しており、高知県農業経営・就農支援センター（以下、支援センターという。）に相談があった。

相談を受ける中で**就業規則を作成する必要性を感じ**、作成に関する支援を求めて、再度相談があった。

2 相談内容

法人化し、経営の組織化を検討していく中で、就業規則の必要性を感じた。

厚生労働省の就業規則に関するモデル様式を確認したが、量が膨大なため、必要項目や農業に適した記載の仕方等は分かりにくかった。必要な項目が盛り込まれている就業規則を定めるために、専門家から指導を受けたい。

3 支援内容

■支援チームによる支援計画の策定

農業では、労働基準法上、他産業と比較すると適用除外項目があるなど、特殊な事情があることから、経営戦略会議を開催し、就業規則に関する情報提供や記載項目等についての指導・助言を行うための支援チームを編成した。また、支援チームが策定した支援計画等に基づき、専門家派遣を行った。

■専門家派遣を通じた助言の実施

支援計画に基づいて、支援センターが、社会保険労務士を派遣し、就業規則の作成支援を実施した。

・必要記載事項の助言（社会保険労務士）

就業規則モデルには必要事項以外の項目も示されていたため、必ず記載する必要がある項目を社会保険労務士に確認した。そのうえで、その他の項目について、自社の経営において記載する必要があるか検討していくこととした。

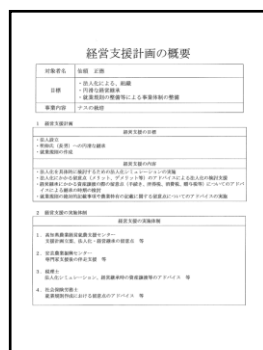
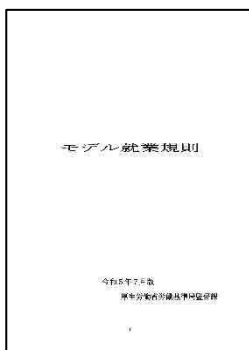
・農業の適用除外項目についての助言（社会保険労務士）

従業員の労働条件について、労働時間、休日、休憩などの適用除外項目に関する説明を社会保険労務士から受けて、自社の経営に適した条件等の記載を検討することとした。

さらに、農業では適用除外項目となっているものの各産業で労働力不足が問題となっていることを踏まえ、農業で長く定着して働いてもらうために、他産業に劣らない労働条件等を検討していく必要性についてもアドバイスを受けた。

支援チーム構成員：

社会保険労務士、普及指導員、
農業経営・就農支援センター経営専属スタッフ



■ 支援を受けて・・・

モデル様式どおりに作成することで現場の実情に合わない就業規則となってしまうことを危惧していたが、社会保険労務士から指導を受けたことで、農業に適した記載の仕方などの理解が深まった。

■ 今後の展開

経営の実態に即した就業規則を作成していく予定としている。あわせて、以前から検討していた法人化についても、引き続き設立準備を進めていく。



仙頭氏が従業員とともに作業する様子

喜びの声

モデルどおりに就業規則を作成すると、将来想定していない労務トラブルにつながらないか不安がありましたが、今回の支援で経営に合わせた就業規則作成への理解が深まって良かったです。

単に作成するだけでなく、経営の向上に活かしていきます。

専属スタッフ所感

就業規則は経営の実態と照らし合わせて作成しなければ思ってもみなかった労務トラブルにつながることもあるので、就業規則作成への理解が深まったことは良かったと思います。

今後は、当初から検討されていた法人化についても、引き続き支援させていただく予定です。

＜支援機関＞ 高知県農業経営・就農支援センター

組織概要

■ 相談窓口

【経営相談】

住 所：高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号
高知県庁西庁舎 3 階
(一社) 高知県農業会議内

電話番号：088-824-8555

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
9:00～12:00 13:00～17:00

【就農相談】

住 所：高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号
高知県庁西庁舎 3 階
(一社) 高知県農業会議内

電話番号：088-824-8555

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
9:00～12:00 13:00～17:00



経営・就農相談窓口外観

農業経営の法人化や経営継承、経営改善など、農業者の多様な経営課題の解決に向けた支援を行う常設の相談窓口であり、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士など専門家を配置し、相談内容に沿った専門家を派遣しています。